

検察庁の人的体制の充実強化について

平成15年1月21日
法務省刑事局

1 司法制度改革審議会意見（平成13年6月12日）

- ・ 検察官の大幅な増員
全体としての法曹人口の増加を図る中で、検察官を大幅に増員すべきである。
- ・ 検察事務官の適正な増加
検察官が、十分にその機能・役割を果たしうるためには、いわばスタッフとしてこれを支える検察事務官等の検察庁職員の体制の充実・強化も不可欠であることから、これら関係職員の質、能力の向上を一層推し進めるとともに、その適正な増加を図っていく必要がある。

2 検察庁の人的体制の現状 - 定員の推移 -

- ・ 司法制度改革に伴う増員要請と行政改革に伴う定員削減要請

	平成8年度～同11年度	平成12年度～同14年度
検 事	131人増員 (1,173人 1,304人)	110人増員 (1,304人 1,414人)
検事以外の 検察庁職員 (行政職(二) 職員を除く)	71人増員 (9,542人 9,613人)	63人減員 (9,613人 9,550人)

(注1) 平成8年～同11年度、平成12年～同14年度における各増減は、平成7年度と同11年度、同年度と同14年度の各予算定員を比較したもの。

(注2) 行政職(二)職員とは、機械の運転操作や庁舎の監視などに従事する職員。

3 平成15年度要求の結果【資料1】

- ・ 検事39人、検察事務官86人の増員が認められ、国家公務員の定数削減が政府方針となっている中でも、検事39人、検事以外の検察庁職員(行政職(二)職員を除く)3人の純増が認められた。

検事については、平成8年度以降、累積で280名の増員が図られた(1,173人 1,453人)】。

検事以外の検察庁職員(行政職(二)職員を除く)の純増は平成11年度

以来のことであり，司法制度改革の推進という強力な後ろ盾により，一定の成果が得られたものと考えられる。

4 検察の役割の増大

(1) 事件数の飛躍的増大

- ・ 刑法犯の受理件数及び公判請求数の増加【資料2】
平成8年から平成13年までの間に，検察庁における刑法犯の受理件数が4割増加し，これに伴い公判請求件数についても3割以上増加している。
- ・ 検察官認知件数の増加【資料3】

(2) 事件の複雑・困難化

- ・ 治安根幹侵害型犯罪の増加【資料3，4】
殺人等の凶悪事件や来日外国人犯罪，組織犯罪等，我が国の治安の根幹を揺るがしかねない犯罪が多発している。
- ・ 犯罪の多様化【資料5】
近時の犯罪は，ハイテク犯罪やDV犯罪など，多様化・複雑化が進んでいる上，金融・民商事に係わる犯罪など，捜査処理に専門的かつ高度な法律的判断を必要とする事項が増加している。
- ・ 大規模化する財政経済・特捜犯罪
行政改革・規制改革が目的とする公正で自由な競争を阻害し，ルールの透明性を侵害する財政経済犯罪や，中央・地方の汚職事件など国民の社会的公平感を阻害する犯罪が続発しているところ，企業の大規模化に伴い，その犯罪構造も大規模化・複雑化している。

(3) 公判遂行の困難化

- ・ 公判の充実・迅速化の要請
さいたま本庄殺人事件：検事2人から4人を専従させることにより，検察官立証分は平均週3回の開廷という集中審理を実現した。
- ・ 否認事件の増加，弁護活動の活発化

5 内部努力の限界

- ・ 慢性的な人員不足
- ・ 公判の充実・迅速化への対応の限界

6 増員の必要性【資料6】

(1) 現状に対応するための増員

- ・ 警察送致事件，告訴・告発事件の捜査体制の充実強化
- ・ 特捜・財政経済事件捜査体制の充実強化
- ・ 公判の充実・迅速化への対応

(2) 今後導入予定の制度に対応するための増員

- ・ 裁判員制度導入に伴う捜査・公判体制の充実強化

裁判員制度が導入された場合には，法廷における証言を中心として，国民に分かりやすい立証を行うことが必要となる。

公判の事前準備及び公判立会作業が増加するのみならず，検察官が行う捜査事項も増加するものと見込まれる。

(3) 検察事務官の増員の重要性【資料 7】

7 まとめ

司法制度改革審議会意見を受けて，司法制度改革推進計画においても，検察官の大幅増員，検察事務官等の適正な増加が政府の方針として示されたことを踏まえ，今後も，検察体制の充実強化が図られるよう，最大限努力してまいりたい。

(資料1)

平成15年度増員査定について

法務省

増員要求

検事 50人
検察事務官 122人(定員振替を含む。)

増員の理由

- ・ 刑事裁判の充実・迅速化のための体制の確立
- ・ 特捜・財政経済事犯処理体制の充実強化
- ・ 治安を脅かす国際組織犯罪処理体制の充実強化

査定

検事 39人
検察事務官 86人(定員振替を含む。)

計画削減

検察事務官等 109人(うち26人は行政職(二)職員)

純増数

検事 39人
検事以外の検察庁職員 3人(行政職(二)職員を除く)

(参考)

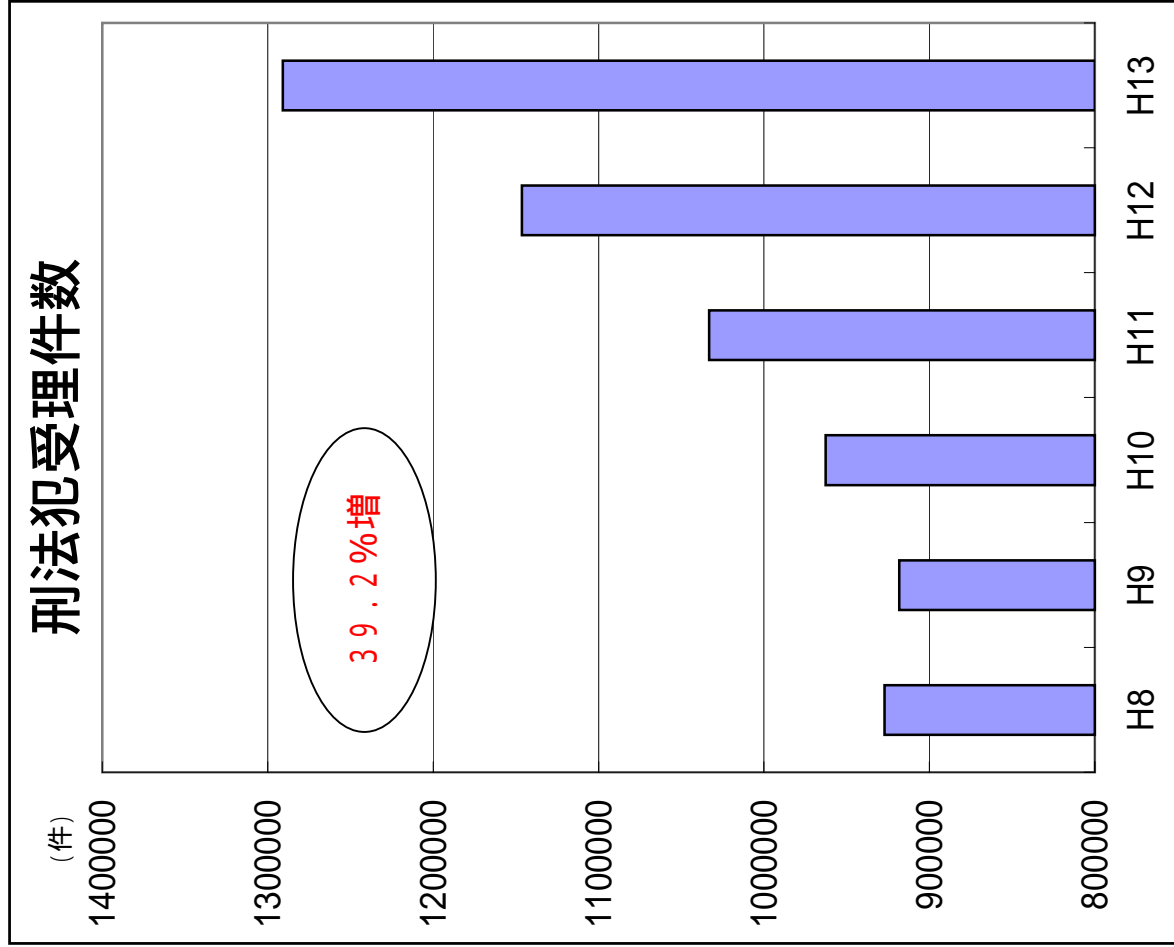
平成14年度

査定

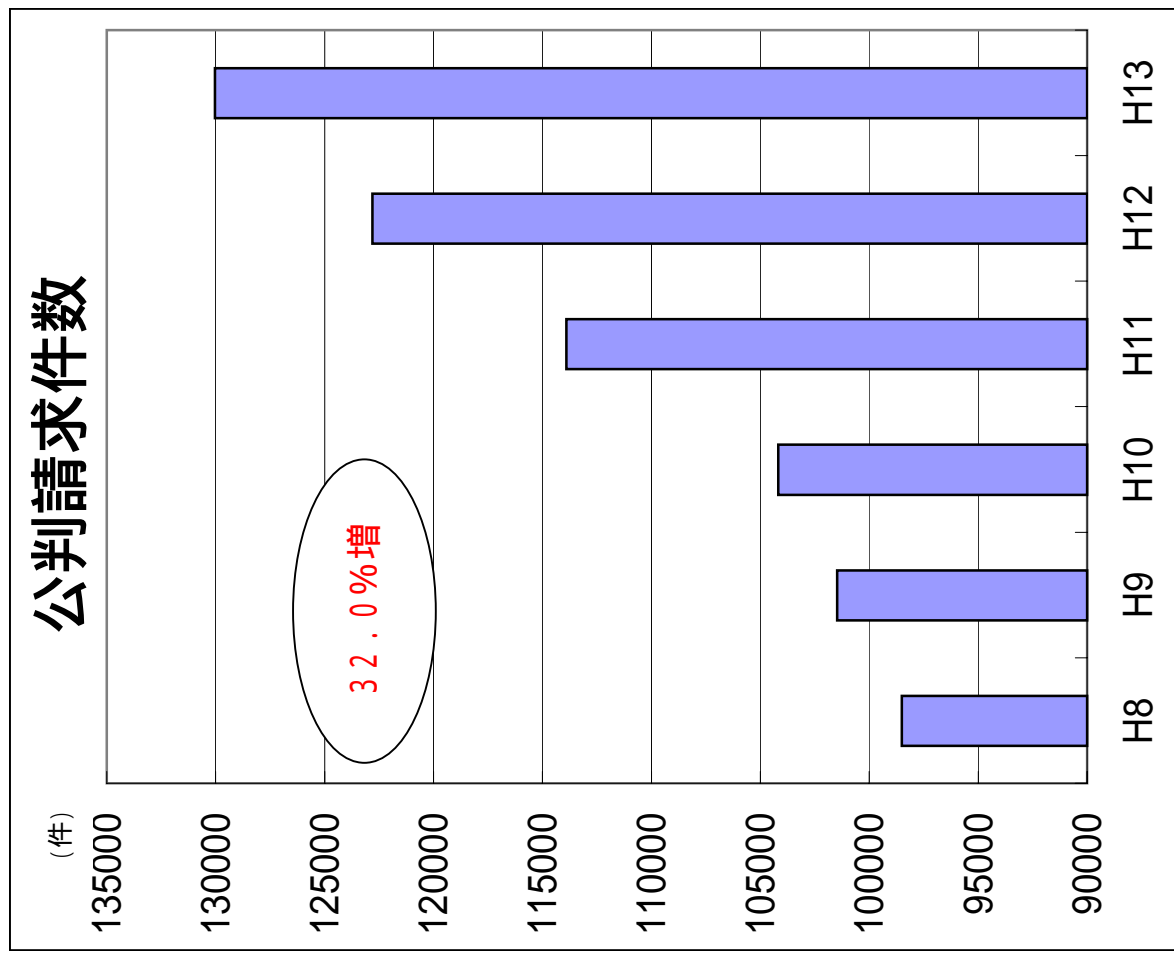
検事 39人
検察事務官 90人(定員振替を含む。)

純増数

検事 39人
検事以外の検察庁職員 12人(行政職(二)職員を除く。)



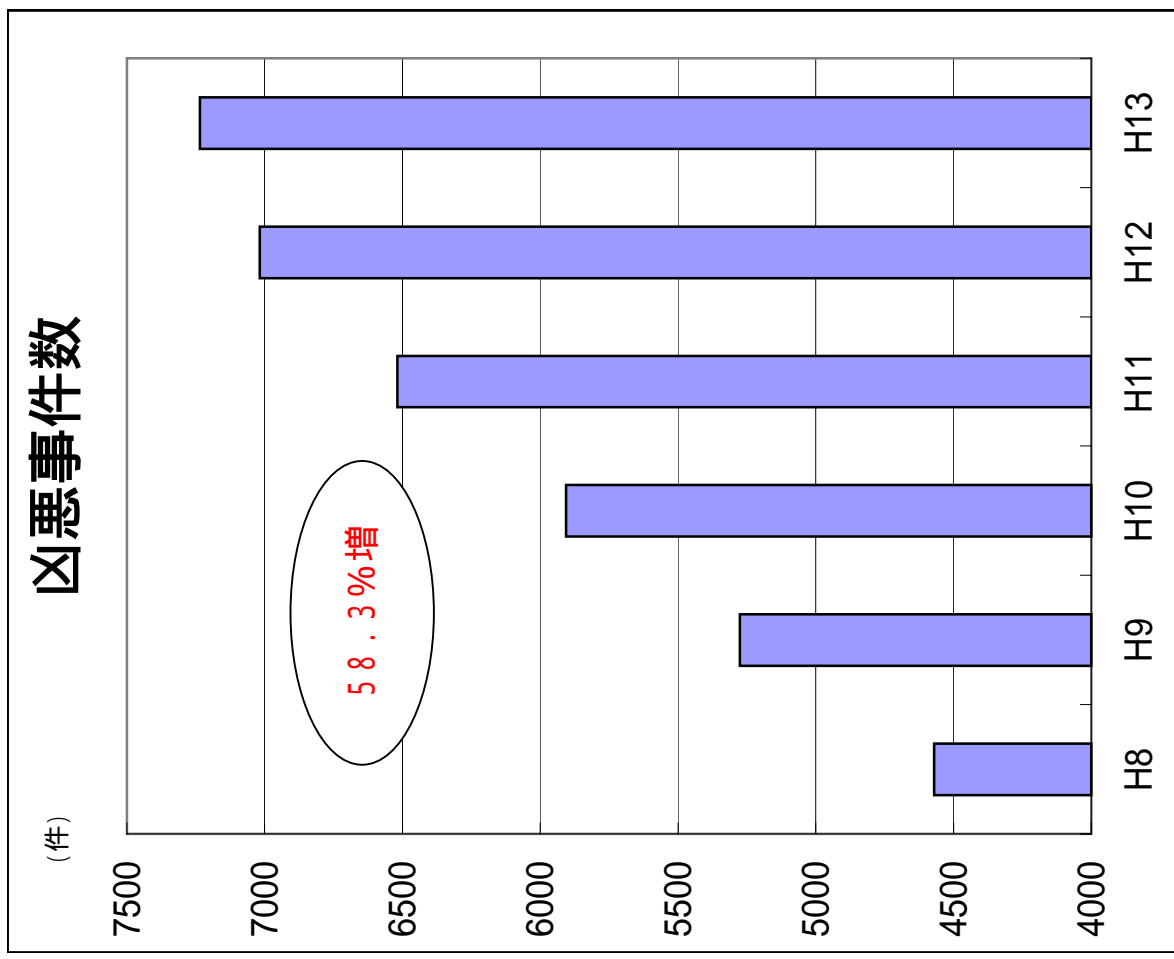
検察庁の通常受理件数(検察統計年報)



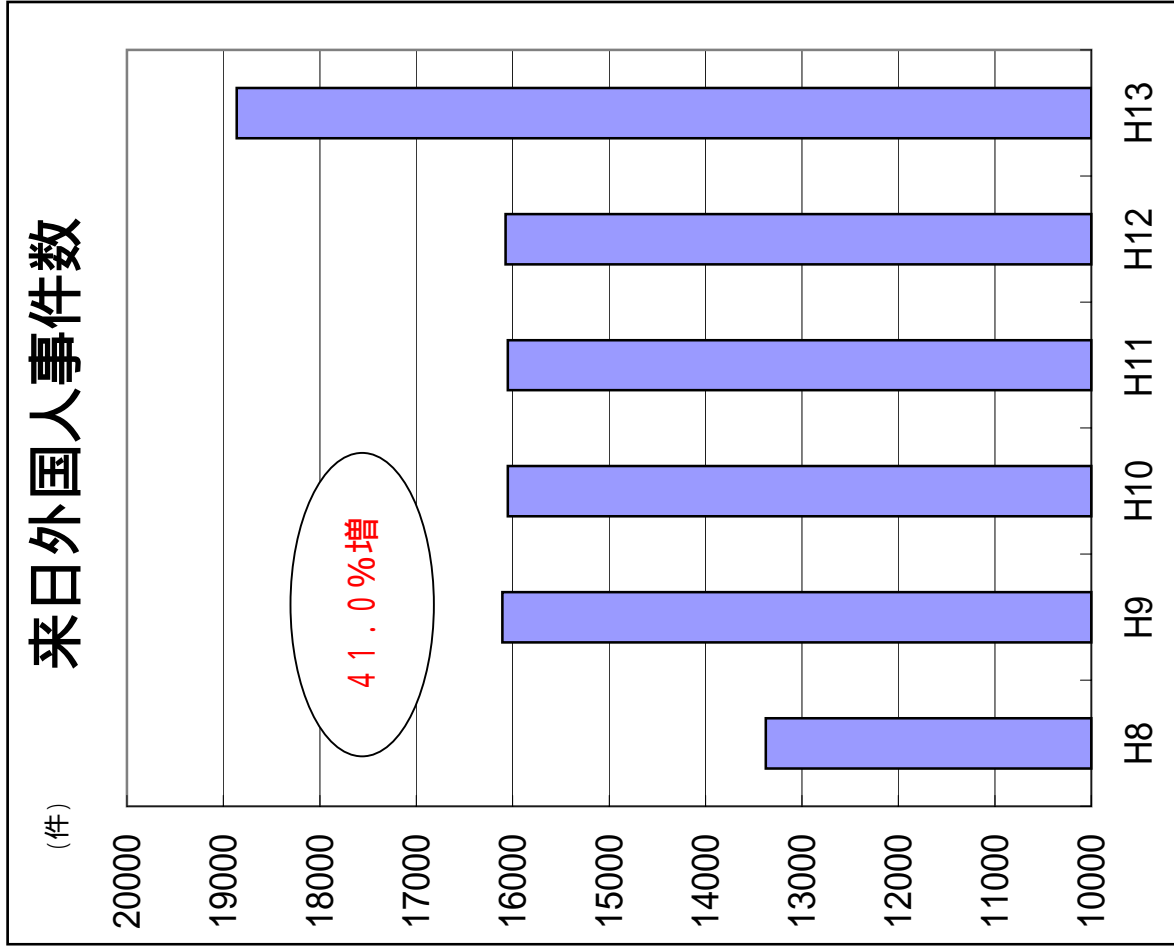
業過・道交を含む全事件の公判請求人員(検察統計年報)



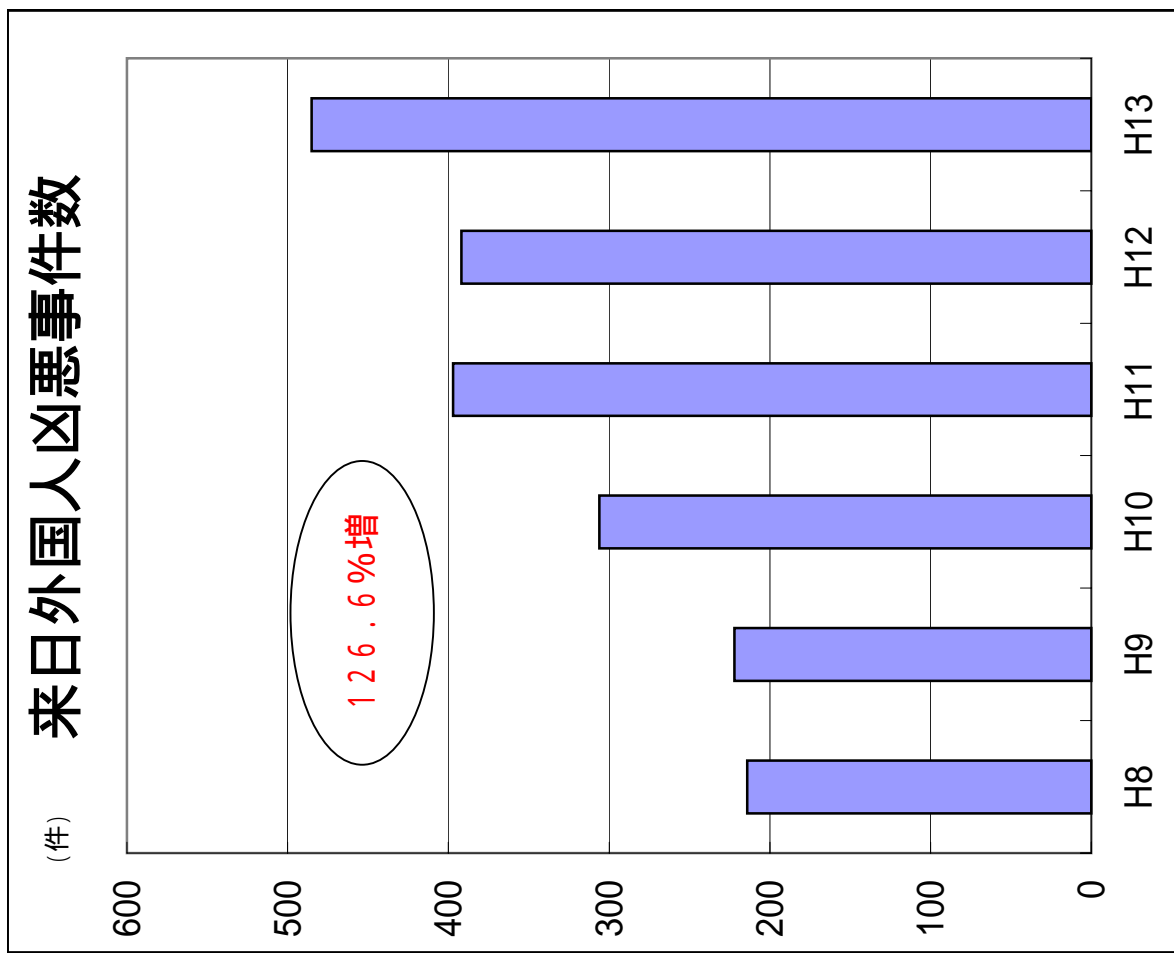
検察官認知・直受受理件数(検察統計年報)



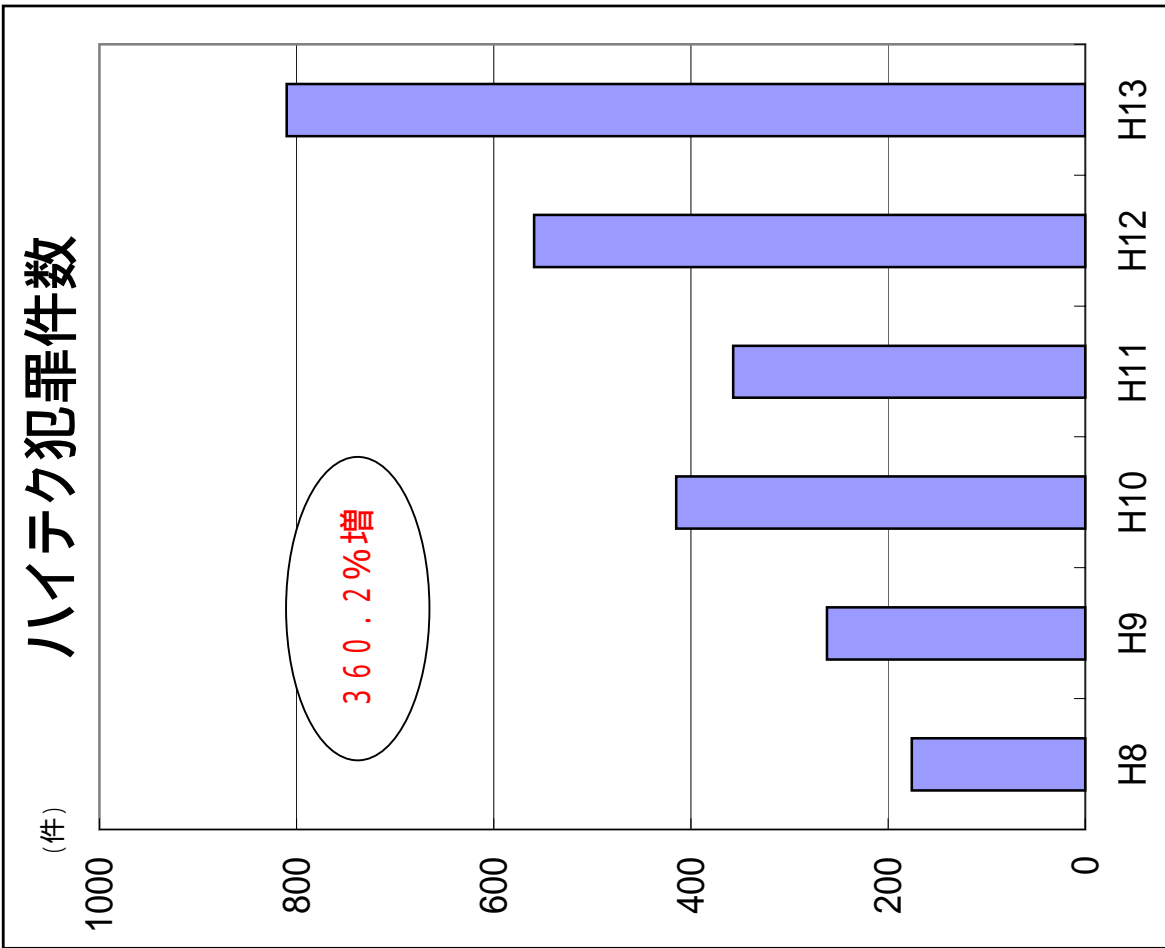
殺人,強盗(致死傷を含む。),強盗強姦(同致死傷を含む。)の通常受理件数(検察統計年報)



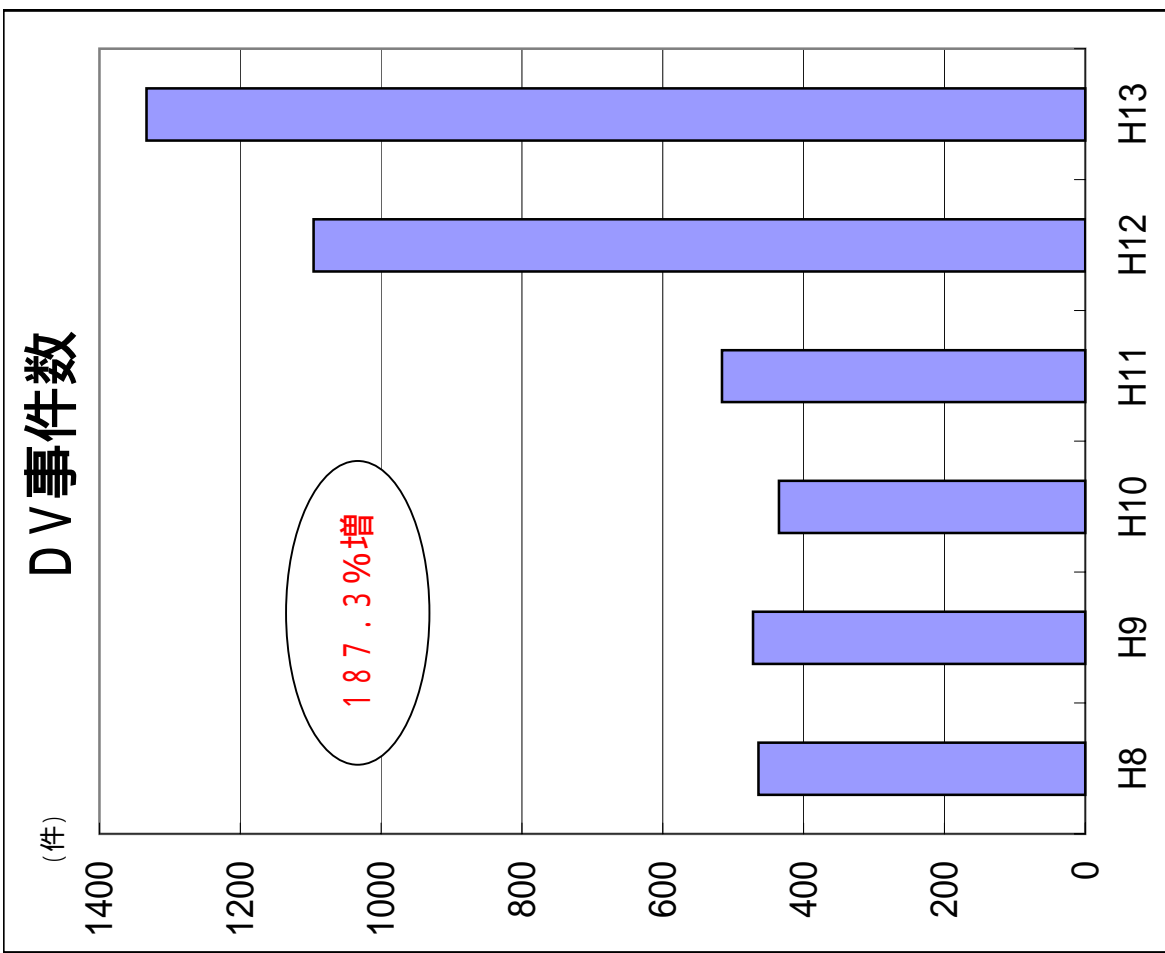
来日外国人被疑事件の通常受理件数(検察統計年報)



来日外国人による殺人,強盗(致死傷を含む。),強盗強姦(同致死傷を含む。)の通常受理件数(検察統計年報)



不正アクセス禁止法違反、コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪、ネットワーク犯罪の検挙件数(警察白書)



夫から妻への殺人、傷害及び暴行事件の検挙件数(警察白書)

検察の役割の増大に伴う増員の必要性

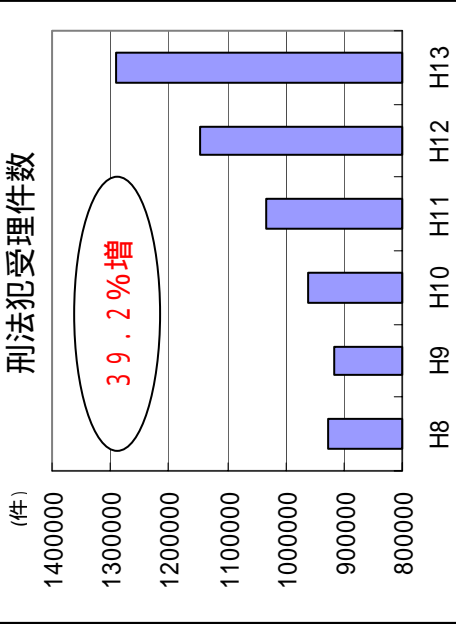
(資料6)

検察の役割の増大

事
件
飛
躍
的
増
大

事
件
の
複
雑
困
難
化
・
大
規
模
化

刑法犯受理件数



治安根幹侵害型犯罪

- ・ 殺人等の凶悪事件
- ・ 外国人組織犯罪

犯罪の多様化

- ・ ハイテク犯罪, DV犯罪
- ・ 金融, 民商事に係わる犯罪

大規模化する財政経

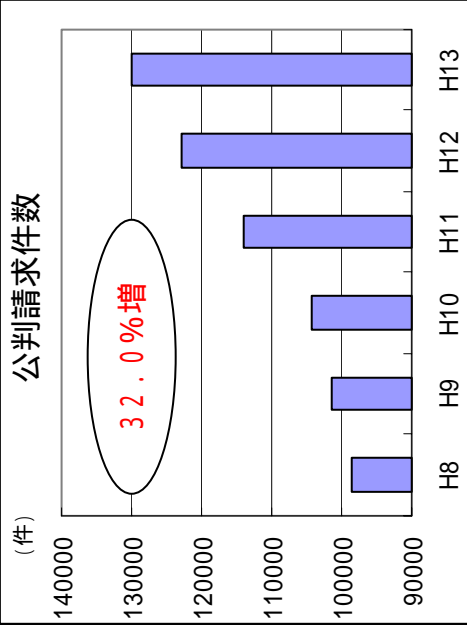
済・特捜犯罪

- ・ 独禁法, 証取法違反等
- ・ 巧妙化する脱税犯罪
- ・ 政治, 行政の腐敗

公判遂行の困難化

充
実
心
否
認
事
件
の
増
加

公判請求件数



増員の必要性

警
察
送
致
事
件
捜
査
体
制
の
充
実
・
強
化

告
訴
・
告
発
事
件
捜
査
体
制
の
充
実
・
強
化

特
捜
・
財
政
経
済
事
件
捜
査
体
制
の
充
実
・
強
化

公
判
の
充
実
・
迅
速
化
へ
の
対
応

裁
判
員
制
度
導
入
に
伴
う
捜
査
体
制
・
公
判
体
制
の
充
実

内部努力の限界

慢
性
的
な
人
員
不
足

公
判
の
充
実
・
迅
速
化
へ
の
対
応
の
限
界

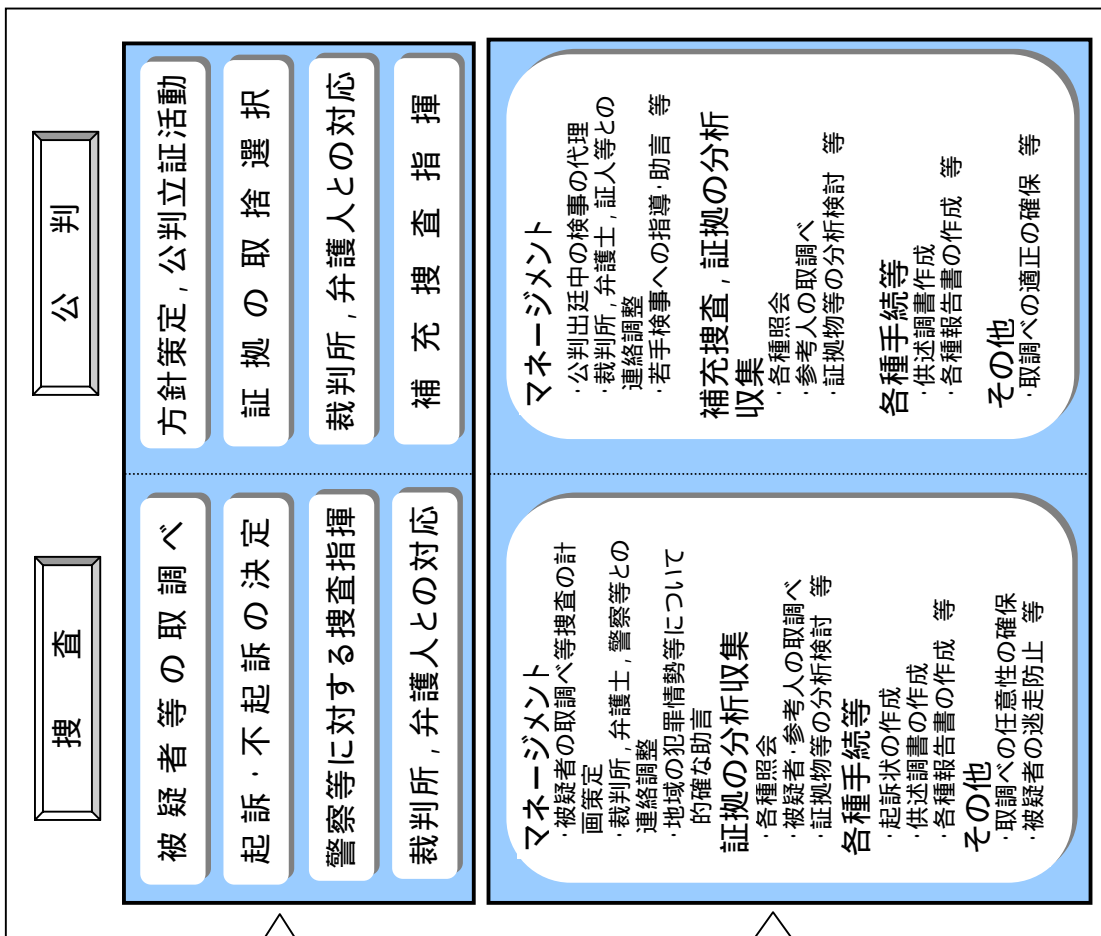
内部努力

各
種
研
修
制
度
の
充
実
重
大
公
判
専
従
検
察
官
組
織
改
編
全
国
的
心
援
態
勢
の
確
立
な
ど

国
家
刑
罰
権
の
適
正
な
実
現

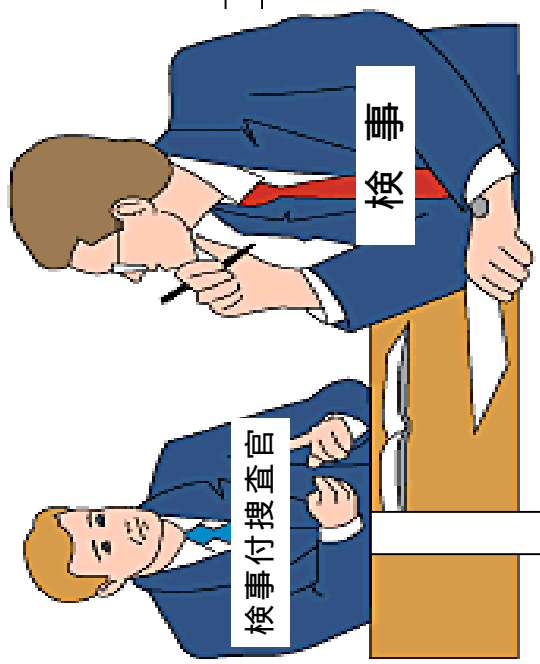
社
会
正
義
の
実
現
法
治
の
維
持

検事と検事付捜査官の役割分担（イメージ図）



合理的・効率的な役割分担

検事と検事付捜査官は、捜査・公判いずれの部門においても、お互いに必要不可欠なパートナーである



検事付捜査官

検事